

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	帝京山梨看護専門学校
設置者名	学校法人 帝京大学

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・ 通信 制の 場合	実務経験のある 教員等による 授業科目の 単位数	省令で定める 基準単位数	配 置 困 難
医療専門課程	看護学科	夜・ 通信	23 単位	10 単位	
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

「学生便覧」(刊行物)の閲覧

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	帝京山梨看護専門学校
設置者名	学校法人 帝京大学

1. 理事（役員）名簿の公表方法

https://www.teikyo-u.ac.jp/university/basic_info

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	株式会社 役員	2025 年 5 月 30 日から選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	企業での経験や知見を本学運営に役立てる
非常勤	株式会社 役員	2025 年 5 月 30 日から選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	企業での経験や知見を本学運営に役立てる
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	帝京山梨看護専門学校
設置者名	学校法人 帝京大学

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 授業科目については、授業の方法および内容、到達目標、成績評価の方法をシラバスとして年度毎に作成している。作成したシラバスは、カリキュラム委員会で教授内容および成績評価方法を確認した後、「学生便覧」(刊行物)に全科目を掲載している。シラバスの公表時期は、毎年4月1日とし、シラバスを掲載した「学生便覧」を4月に全学生に配布している。 授業科目の公表については、ホームページに「学び・カリキュラム」としてその概要を掲載している。その内容は、教育の特徴と年次ごとのカリキュラム一覧である。シラバスの公表については、教務窓口にて「学生便覧」の閲覧で公表している。	
授業計画書の公表方法	「学生便覧」(刊行物)の閲覧
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 学修意欲の把握については、担当教員(担任制)による全学生の面接を定期的に行い、把握に努めている。また、学生の成績については、学期末(2期制)ごとに修得科目状況と科目の平均点を一覧にし、学修状況を確認後、必要に応じて個別相談・指導を行っている。 学修成果の厳格かつ適正な評価について、試験実施後に科目担当者が採点し、採点後にすべての科目の平均点、標準偏差、合格判定を一覧表にして管理し、カリキュラム反省の評価としている。また、学生に評価方法および模範解答、平均点を示し、科目担当者による解説を行っている。教授内容および評価方法の適正化を図るために、本校が独自に作成した評価項目に沿って、カリキュラム反省を中間期と年度末の2度にわたって実施している。これにより、カリキュラム委員会と全教員が出席する教員会議において、学修成果が厳格かつ適正に評価されているかを確認している。 履修の認定は、授業計画に沿って予定の科目の試験が終了した年度末に、全教員が出席する成績判定会議を設け、認定している。認定の結果は、年度末に学生およびその保護者等に通知している。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 全科目の平均点および標準偏差を算出(100点満点で点数化)し、成績評価を実施している。成績評価は、カリキュラム委員会においてカリキュラム反省として科目ごとに評価をし、教授内容や評価方法を見直す客観的評価の機会としている。 また、成績評価およびカリキュラム反省の内容をもとに、教育目的・教育目標の達成度を評価しており、その内容については、教務窓口にて「自己点検・自己評価報告書」(刊行物)の閲覧で公表している。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	「自己点検・自己評価報告書」の閲覧
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 学則第14条に定める卒業の認定方針を「学生便覧」に掲載し、教務窓口にて閲覧で公表している。適切な実施に係る取組として、授業計画で予定した全科目の試験が終了する3学年次の卒業前に、全教員が出席する卒業判定会議を設け、学則に定める卒業に必要な修得単位数の確認をする。その後、校長が卒業を認定し、告示するという手順を踏んでいる。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	「学生便覧」(刊行物)の閲覧

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	帝京山梨看護専門学校
設置者名	学校法人 帝京大学

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.teikyo-u.ac.jp/university/basic_info/finance
収支計算書又は損益計算書	https://www.teikyo-u.ac.jp/university/basic_info/finance
財産目録	https://www.teikyo-u.ac.jp/university/basic_info/finance
事業報告書	https://www.teikyo-u.ac.jp/university/basic_info/finance
監事による監査報告（書）	https://www.teikyo-u.ac.jp/university/basic_info/finance

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
医療		医療専門課程	看護学科		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
3 年	昼	106 単位	78 単位	5 単位	23 単位			
			106 単位					
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
240 人		238 人	2 人	20 人	21 人	41 人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
授業は、講義（演習を含む）と臨地実習から成り、単位制になっている。カリキュラムで指定された授業科目を履修し、試験に合格した学生に単位を授与する。学則に定める全単位を修得した学生は、卒業を認定される。年間の授業は、4月を始期、翌年3月を終期とし、2学期制（前期・後期）となっている。カリキュラムについては、ホームページの「学び・カリキュラム」で公表している。
成績評価の基準・方法
シラバスに記載された評価方法により、担当教員・講師が筆記試験、口頭試験、実技試験のいずれかの方法により行う。成績評価は学則第12条に基づく厳格な基準で行われ、合格（1科目100点満点とし、60点以上を合格）した学生に単位の授与を行う。全科目の平均点および標準偏差を算出（100点満点で点数化）し、成績評価をしている。
卒業・進級の認定基準
授業計画で予定した全科目の試験が終了したところで、全教員が出席する成績判定会議において、学則に定める卒業・進級に必要な修得単位の確認をする。その後に、校長が卒業・進級を認定し、告示する。卒業までに修得する必要な単位は、基礎分野15単位、専門基礎分野25単位、専門分野43単位、臨地実習23単位、合計106単位である。

学修支援等
1 学年次から、試験の成績結果により判明した学生の個別的傾向（苦手科目など）を把握し、それに応じた少人数のグループ制で学修を支援している。学生が自身の学修結果を自覚し、学修方法の強化点が明確になるように支援している。また、学生の学年間の縦のつながりを意識した活動として、上級生が下級生に自己の学修体験を伝えるレクチャーを行い、学生の自立した学修を支援している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
70 人 (100%)	3 人 (4.3%)	66 人 (94.3%)	1 人 (1.4%)
(主な就職、業界等) 山梨県内の医療施設、帝京大学グループの医療施設			
(就職指導内容) 就職説明会（3 学年次）、病院説明会および就職ガイダンス（2 学年次）を実施。個別の学生に対応した就職相談・カウンセリングの実施。インターンシップの案内実施。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家資格の取得			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
240 人	8 人	3.3%
(中途退学の主な理由) 進路変更、成績不振		
(中退防止・中退者支援のための取組) 成績不振者については、領域別の教員が正規授業以外の個別補習を実施している。また、心的支援として、スクールカウンセラーを委嘱し、メンタルヘルスを含めたカウンセリングを実施している。		

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	200,000 円	380,000 円	250,000 円	実験実習費 (年間)、施設整備費
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
帝京山梨看護専門学校沖永奨学生制度				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 「自己点検・自己評価報告書」(刊行物)にて公表。希望者は、教務窓口にて閲覧が可能。		
第三者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
学校関係者として専門分野における業界関係者である実習先病院を選定し、評価委員会を構成している。委員の定数は2名とし、病院の看護部長を選出している。委員に本校の自己評価結果および在校生・卒業生の実践能力を評価してもらい、学修成果の達成状況を検証する。評価結果は学内全体で課題として共有化し、教育改善策立案に役立てている。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
山梨大学医学部附属病院	2025年4月1日から 2027年3月31日	実習先病院
山梨厚生病院	2025年4月1日から 2027年3月31日	実習先病院
第三者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 希望者は、教務窓口にて報告書の閲覧が可能。		
(備考)		
第三者評価は未実施である。2027年～2032年の間に実施予定である。		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.teikyo.jp/yns/
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H119310000102
学校名（〇〇大学 等）	帝京山梨看護専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人 帝京大学

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		67人（ 39 ）人	63人（ 39 ）人	67人（ 39 ）人
内 訳	第Ⅰ区分	17人	14人	
	（うち多子世帯）	（ -人）	（ -人）	
	第Ⅱ区分	-人	-人	
	（うち多子世帯）	（ -人）	（ 0人）	
	第Ⅲ区分	-人	-人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ -人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	-人	-人	
	区分外（多子世帯）	27人	34人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0 ）人
合計（年間）				67人（ 39 ）人
（備考）				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
３月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。